

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	母子保健・予防接種関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

黒部市は、母子保健・予防接種関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

黒部市長

## 公表日

令和5年6月12日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健・予防接種関係事務
②事務の概要	母子保健法、予防接種法等に基づき事業を実施している。 ①妊産婦情報(妊娠届出情報、訪問)を管理する。 ②乳幼児情報(訪問、健診、育児教室)を管理する。 ③個人の定期予防接種の接種状況を管理する。 ④新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の接種状況を管理する。 ⑤新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する情報を管理する。 (ワクチン接種記録システム(VRS)への情報登録、管理、他市区町村への照会・提供及び予防接種証明書の交付)
③システムの名称	母子保健・予防接種システム 宛名管理システム 団体内統合宛名(連携)システム 中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS) マイナポータルびったりサービス(サービス検索・電子申請機能)
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健・予防接種特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(10, 49, 93の2の項) 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるVRSを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [別表第二における情報提供の根拠] (16の2, 16の3, 26, 87, 56の2, 69の2, 115の2の項) [別表第二における情報照会の根拠] (16の2, 17, 18, 19, 69の2, 70, 115の2の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	黒部市総務管理部総務課 情報公開・個人情報保護担当
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒938-8555 富山県黒部市三日市1301番地 電話番号:0765-54-2111(代表) ファックス番号:0765-54-4461

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月17日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	富山県黒部市三日市1301番地	富山県黒部市三日市1301番地	事後	庁舎移転
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	平田 千秋	福澤 祐子	事後	人事異動
平成29年4月1日	Ⅱしきい値判定基準 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日	平成29年4月1日	事後	
平成30年4月1日	Ⅱしきい値判定基準 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日	平成30年4月1日	事後	
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康増進課長	健康増進課長	事後	様式変更による
平成31年4月1日	Ⅱしきい値判定基準 2.対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日	平成31年4月1日	事後	
平成31年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数	500人以上	500人以上	事後	
令和1年12月12日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携	[別表第二における情報照会の根拠] (17、18、19、69の2、70の項)	[別表第二における情報照会の根拠] (17、18、19、69の2、70の項)	事前	
令和2年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和3年3月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	母子保健法、予防接種法に基づき事業を実施している。 ①妊産婦情報(妊娠届出情報、訪問)を管理する。 ②乳幼児情報(訪問、健診、育児教室)を管理する。 ③個人の定期予防接種の接種状況を管理する。 ④新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の接種状況を管理する。	母子保健法、予防接種法に基づき事業を実施している。 ①妊産婦情報(妊娠届出情報、訪問)を管理する。 ②乳幼児情報(訪問、健診、育児教室)を管理する。 ③個人の定期予防接種の接種状況を管理する。 ④新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の接種状況を管理する。	事前	
令和3年3月1日	3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(10、49、93の2の項)	番号法第9条第1項 別表第一(10、49、93の2の項)	事前	
令和3年3月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[別表第二における情報提供の根拠] (26、87、56の2、115の2の項) [別表第二における情報照会の根拠] (17、18、19、69の2、70、115の2の項)	[別表第二における情報提供の根拠] (26、87、56の2、115の2の項) [別表第二における情報照会の根拠] (17、18、19、69の2、70、115の2の項)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	1万人以上10万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和3年3月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	500人未満	500人未満	事後	
令和3年3月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日	令和3年1月1日	事後	
令和3年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	黒部市総務管理部総務課	黒部市総務管理部総務課	事後	部の名称変更
令和3年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年4月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	母子保健法、予防接種法等に基づき事業を実施している。 ①妊産婦情報(妊娠届出情報、訪問)を管理する。 ②乳幼児情報(訪問、健診、育児教室)を管理する。 ③個人の定期予防接種の接種状況を管理する。 ④新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の接種状況を管理する。 ⑤新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する情報を管理する。 (ワクチン接種記録システム(VRS)への情報登録、管理、他市区町村への照会・提供等)	母子保健法、予防接種法等に基づき事業を実施している。 ①妊産婦情報(妊娠届出情報、訪問)を管理する。 ②乳幼児情報(訪問、健診、育児教室)を管理する。 ③個人の定期予防接種の接種状況を管理する。 ④新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の接種状況を管理する。 ⑤新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する情報を管理する。 (ワクチン接種記録システム(VRS)への情報登録、管理、他市区町村への照会・提供等)	事後	
令和3年4月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	母子保健・予防接種システム 宛名管理システム 団体内統合宛名(連携)システム 中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS)	母子保健・予防接種システム 宛名管理システム 団体内統合宛名(連携)システム 中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和3年4月1日	3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(10, 49, 93の2の項) 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるVRSを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第5号(委託先への提供)	番号法第9条第1項 別表第一(10, 49, 93の2の項) 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるVRSを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月30日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	母子保健法、予防接種法等に基づき事業を実施している。 ①妊産婦情報(妊娠届出情報、訪問)を管理する。 ②乳幼児情報(訪問、健診、育児教室)を管理する。 ③個人の定期予防接種の接種状況を管理する。 ④新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の接種状況を管理する。 ⑤新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する情報を管理する。 (ワクチン接種記録システム(VRS)への情報登録、管理、他市区町村への照会・提供及び予防接種証明書の交付)	母子保健法、予防接種法等に基づき事業を実施している。 ①妊産婦情報(妊娠届出情報、訪問)を管理する。 ②乳幼児情報(訪問、健診、育児教室)を管理する。 ③個人の定期予防接種の接種状況を管理する。 ④新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の接種状況を管理する。 ⑤新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する情報を管理する。 (ワクチン接種記録システム(VRS)への情報登録、管理、他市区町村への照会・提供及び予防接種証明書の交付)	事後	
令和3年11月30日	3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(10, 49, 93の2の項) 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるVRSを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)	番号法第9条第1項 別表第一(10, 49, 93の2の項) 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるVRSを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和3年12月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	番号法改正によるもの
令和3年12月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二  [別表第二における情報提供の根拠] (16の2, 16の3, 26, 87, 56の2, 115の2の項)  [別表第二における情報照会の根拠] (16の2, 17, 18, 19, 69の2, 70, 115の2の項)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二  [別表第二における情報提供の根拠] (16の2, 16の3, 26, 87, 56の2, 115の2の項)  [別表第二における情報照会の根拠] (16の2, 17, 18, 19, 69の2, 70, 115の2の項)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年5月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>[別表第二における情報提供の根拠] (16の2, 16の3, 26, 87, 56の2, 69の2, 115の2の項)</p> <p>[別表第二における情報照会の根拠] (16の2, 17, 18, 19, 69の2, 70, 115の2の項)</p>	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>[別表第二における情報提供の根拠] (16の2, 16の3, 26, 87, 56の2, 69の2, 115の2の項)</p> <p>[別表第二における情報照会の根拠] (16の2, 17, 18, 19, 69の2, 70, 115の2の項)</p>	事後	
令和4年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和5年4月1日	1. ③システムの名称	<p>母子保健・予防接種システム 宛名管理システム 団体内統合宛名(連携)システム 中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS) マイナポータルぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)</p>	<p>母子保健・予防接種システム 宛名管理システム 団体内統合宛名(連携)システム 中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS) マイナポータルぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)</p>	事後	
令和5年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	